「障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例 (仮称)」についての 意見募集結果

- 1. パブリックコメントの概要
- (1) 意見募集期間 平成29年12月25日(月)~平成30年1月24日(水)
- (2) 意見提出者数 個人 140人(持参:127件、郵送:1件、FAX:4件、 メール:7件、電話:1件)

団体 3団体(持参:1件、メール:2件)

(3) 意見件数 253件

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、平成30年3月市議会へ「豊橋市障害者のコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」として提案します。3月市議会での議決を経て、4月施行を予定しています。今後とも、障害者の福祉に対するご理解とご協力をお願いいたします。

貴重なご意見ありがとうございました。

2. 意見の概要と市の考え方

寄せられた意見の概要及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。

意見書の内容	意見に対する市の考え方
「前文」に条例の基である「言語」の位置づけを明確に示し、	「前文」に手話は言語として位置づけられている旨の記載
条例の策定趣旨を理解しやすくしてください。	を追加しました。
また、前文の「手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、	コミュニケーション手段の項目列記については、多種多様
筆談等」の項目列記に「要約筆記」「字幕」を加え、さらに「第	なコミュニケーション手段がある中で、条文の読みやすさと
2 定義」との整合性も図ってほしい。	整合性を図るため、項目自体を前文では省略し、「用語の定義」
	の中で整理し、双方向のコミュニケーション手段である「要約
	筆記」は項目として、「字幕」は「その他の障害者が情報の取
	得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用
	されるもの」の中に含まれるものとしております。
2 件	
「第2 定義」に「コミュニケーション」と「コミュニケーシ	「コミュニケーション」については、用語として広く一般的
ョン利用者」を加えてほしい。誰がどのコミュニケーション方	に認識されており、敢えて定義づけしなくとも条例の中で理
法を必要としているのか分かるようにしてほしい。	解できるものと考えています。
	「コミュニケーション利用者」については、条例名称を「障
	害者のコミュニケーション手段の利用促進」としていますの
	で、条文中で定義づけしなくとも理解できるものと考えてい
	ます。
	誰がどのようなコミュニケーション手段を必要としている
	のかについては、障害の特性により多種多様なコミュニケー
	ション手段があるため、啓発の中で周知していきますので、ご
2 件	意見として、受け止めさせていただきます。

意見書の内容	意見に対する市の考え方
	障害者基本法等において「手話は言語」と位置づけられてい
「第3 基本理念」の中でも手話言語であることの位置づけ	
と、その普及に取り組むことを明記してほしい。	ることを「前文」で明記しています。
	普及についても、前文で明記するとともに「施策の推進方
	針」の「コミュニケーション手段に対する理解、普及及び啓発
	の促進」等において対応してまいりますので、ご意見として受
	け止めさせていただきます。
3 件	
「第4 市の責務」の部分が、他の県市区町村の条例と比べ	「市の責務」については、分かりやすさや読みやすさを重視
て、少ない気がする。市が積極的に取り組む姿勢が感じられる	するため、簡潔かつ包括的な記載内容としています。また、取
条文にしてほしい。	り組み姿勢に関しては、基本理念にのっとり、施策への取組み
	を推進してまいりますので、ご意見として受け止めさせてい
0.41	ただきます。
3 件	
「第8 施策の推進方針について」の中に「コミュニケーショ	「コミュニケーション支援者の育成」については、ご意見の
ン支援者の育成」を明記してほしい。また、他の県市区町村の	趣旨を踏まえ、「コミュニケーション支援者の養成」を施策の
条例に比べて、具体性に乏しいので、もっと具体的に書いてほ	推進方針に追加しました。
しい。	「施策の推進方針」については、様々な事業に対応できるよ
	うに個別具体的には記載せず、幅広く施策を捉えた表現とし
	ています。
6 件	
b 1午	

意見書の内容		意見に対する市の考え方
「第9 意見の聴取」に		意見を聴く場合については、条例施行後の状況を確認する意
ついて、「市は、施策の実施状況を確認するために必要がある		味で必要と考えており、必要に応じて障害当事者の団体等か
場合は」となっているので、市が必要と思わなければ意見の聴		らのご意見を頂き対応してまいりたいと考えており、意見の
取がされないのではないかという不安がある。そのため、条文		聴取に関して、恣意的な判断をすることはありません。
の中に「協議会の設置」を明記し、障害者団体だけではなく、		協議会の設置については、既存の外部の有識者等で構成さ
ボランティア団体や、有識者も交えてきちんと条例について		れ障害者施策等を協議する組織を活用することで対応したい
話し合う場を作ってほしい。		と考えています。
	14 件	
「予算措置」に関する条文を加えてほしい。		施策推進に必要な予算は毎年度の予算の中で、確保に努め
		てまいります。
	4件	
条例の名称に「手話言語」を入れてほしい。		本条例は、障害の特性に応じた多種多様なコミュニケーシ
「手話は言語である」ということを条文中に明記してほしい。		ョン手段の利用促進を目的としているため、原案どおりの条
		例名称としますが、「前文」において手話は言語である旨の記
	16 件	載をしてまいります。
句点の付いているところといないところがあるので、統一し		ご意見を参考に統一しました。
てほしい。	1件	
障害者コミュニケーション条例に賛成なので、このまま進め		引き続き推進してまいります。
てほしい。	7件	

意見書の内容		意見に対する市の考え方
手話言語条例を作ってほしい。		手話は言語であることは、障害者基本法等で既に位置付け
		られており、本条例の「前文」においても記載してまいります。
		本条例は、手話だけでなく、障害者のあらゆるコミュニケー
		ション手段を対象としていますので、手話のみの対応は考え
		ておりません。
	85 件	
手話はろう者にとって大切な言語であることを認めてほし		「手話は言語であること」及び「手話言語の普及に努めるこ
l,°		と」は、「前文」において記載しますので、本条例を制定する
		ことにより、幅広く市民の方々の認識の共有が進み周知につ
	34 件	ながるものと考えています。
いつでも、どこでも手話通訳が利用できる、どこに行っても手		「施策の推進方針」の「コミュニケーション手段を利用しや
話通訳のできる人がいる環境にしてほしい。		すい環境の整備」等を推進する上での参考意見として受け止
		めさせていただきます。
	18 件	
手話が聴覚障害者にとって大切なコミュニケーション手段で		「施策の推進方針」の「コミュニケーション手段に対する理
あることを、たくさんの人に知ってほしい。また、市役所の職		解、普及及び啓発の促進」及び「コミュニケーション手段を学
員さん、医師、看護師、学校の教職員、一般市民等、全ての人		ぶ機会の提供」を推進する上での参考意見として受け止めさ
と手話で話せるように、講習会等をたくさん開いて手話を普		せていただきます。
及させてほしい。	25 件	

意見書の内容	意見に対する市の考え方
手話通訳者の数を増やしてほしい。また、数を増やすための養	「施策の推進方針」の「コミュニケーション支援者の養成」
成講座等を行っていくことを条文に明記してほしい。	を推進する上での参考意見として受け止めさせていただきま
	す。
	具体的な条文への明記は、手話に限らず障害の特性に応じ
	た様々な事業に対応できる表現としておりますが、現在、実施
	しております「手話奉仕員養成研修」等を継続して取り組んで
	まいりたいと考えています。
71	‡
学校の責務を明記し、聾学校で手話を獲得し、手話で学ぶ環境	手話に触れる機会については、「施策の推進方針」の「小学校、
をきちんと整備してほしい。また、市内の小・中・高等学校の	中学校等におけるコミュニケーション手段に対する理解の促
中で手話に触れる機会を作ってほしい。	進」を推進する上で対応してまいりたいと考えておりますの
	で、参考意見として受け止めさせていただきます。
11 (‡
条例を施行する前に、再度、関係団体等の意見を聞く場を作っ	パブリックコメントも含め、障害当事者団体、ボランティア
てほしい。もっと、時間をかけて条例についての議論を深めた	団体、聾学校等、幅広く関係団体からのご意見を聴く機会を設
l',	け、議論していただいておりますので意見を聞く場は提供で
	きたものと考えています。
5 1	<u>‡</u>
市のプロモーションビデオ等に字幕を付けたり、色々な行事	「施策の推進方針」の「コミュニケーション手段による意思
に要約筆記を付けてほしい。また、病院の検査時等は文字だけ	疎通の支援及び情報を得る機会の拡大」を推進する上での参
ではなく、絵カード等があると分かりやすい。	考意見として受け止めさせていただきます。
5 1	<u> </u>

意見書の内容	意見に対する市の考え方
知的障害者に対するコミュニケーション方法や注意すること	知的障害者に対するコミュニケーション手段の例示として
等を、明記してほしい。	「平易な表現」や「実物又は絵図の提示」「身振り」を、障害
	の特性に応じたコミュニケーション手段の一つとして、定義
	づけ、記載してまいります。
	具体的な方法、注意点については、施策を推進する上で啓
	" 発、周知に努めてまいります。
	件。一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、
盲ろう者 (聴覚障害と視覚障害の重複) や聴覚障害と知的障害	盲ろう者(聴覚障害と視覚障害の重複)の方には、「触覚を
等の重複障害者のコミュニケーションや配慮、施策等も条文	使った意思疎通」として障害の特性に応じたコミュニケーシ
の中に入れてほしい。	ョン手段の例示として定義づけいたしますが、重複障害者の
	方々を含めて障害の特性に応じた多種多様なコミュニケーシ
	ョン手段が考えられますので、配慮や施策等については、施策
	を推進する上で啓発、周知に努めてまいります。
	件
特に災害時には避難警報など命に関わる情報を、発信元が聴	災害時に聴覚障害者をはじめ、それぞれの障害特性に応じ
覚障害者をはじめ障害特性に応じた方法で知らせてくれるこ	て情報を得る手段を選択していただき、いち早く情報を得て
と、早い救助に繋がることを希望します。	いただけるよう、避難に関する情報等の緊急情報は、豊橋ほっ
	とメール、豊橋防災ラジオ、同報系防災無線(屋外スピーカ)、
	豊橋市ホームページ、Lアラートを通じたテレビ等でのテロ
	ップ放送、広報車による伝達など、多様な媒体により実施して
	います。
	また、東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえ、「施策の
	推進方針」に「災害時におけるコミュニケーション手段の確
	件保」を追加いたしました。